				(3)　大学 ア　医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。エにおいて同じ。）　16.91 イ　歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）　9.56 ウ　理科系学部（理学部、工学部、農学部及び水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）　6.51 エ　保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）　7.44 オ　社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）　1.00 カ　人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）　1.94 キ　家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）　3.13 (4)　専門職大学（理科系学部及び芸術系学部）　7.00
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正 (1)　学校法人の設置する幼稚園　0.575 (2)　学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程　0.959 (3)　中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程　0.960 (4)　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校　1.000 (5)　学校法人の設置する通信制高等学校　0.206 (6)　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校　0.575
四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口	寒冷補正（寒冷度） １区　0.015 ２区　0.010 ３区　0.006 ４区　0.006 ５区　0.002 ６区　0.000	

				(3)　大学 ア　医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。エにおいて同じ。）　17.64 イ　歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）　9.95 ウ　理科系学部（理学部、工学部、農学部及び水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）　6.85 エ　保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）　7.83 オ　社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）　1.00 カ　人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）　2.04 キ　家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）　3.25 (4)　専門職大学（理科系学部及び芸術系学部）　7.43
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正 (1)　学校法人の設置する幼稚園　0.576 (2)　学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程　0.962 (3)　中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程　0.962 (4)　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校　1.000 (5)　学校法人の設置する通信制高等学校　0.205 (6)　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校　0.576
四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口	寒冷補正（寒冷度） １区　0.016 ２区　0.010 ３区　0.007 ４区　0.006 ５区　0.002 ６区　0.000	